

静岡県松崎町 令和8年度水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するため不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 水質基準の改正
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 水質検査の公表
- 8 水質検査における精度管理及び信頼性保証
- 9 関係者との連携

1 水質基準の改正

(1) 水質基準改正の背景

平成 15 年 5 月、11 年ぶりに水質基準に関する厚生労働省令が改正され、平成 16 年 4 月 1 日から水質基準項目が 46 項目から 50 項目に強化されました。従来の水質基準は平成 4 年に設定され平成 5 年から施行されたもので、約 10 年を経過して新たな化学物質や消毒副生成物など水道の水質を取り巻く環境が大きく変わったことが理由です。

町では、水質基準改正にあわせて水質検査の見直しを行い、町民の皆様により安全で安心してお使いいただけるよう、平成 17 年度から水質検査計画を作成しています。

平成 17 年度からの検査においては、

- ① 検出率が低い物質でも、健康に影響を与えたり、生活上の支障をきたす可能性のある物質についてすべて水質検査の対象になりました。また、町が地域の実情や浄水施設に適した効率的な水質検査計画を独自に作成し、町民の皆様にお知らせすることになりました。
- ② 検査項目は、新たな消毒副生成物や化学物質など、健康面に配慮した 13 項目が加わり、全国的に検出率が低く健康上問題ない化学物質など 9 項目が削除され、平成 20 年度にはこれに塩素酸が加わり、平成 21 年度に 1,1-ジクロロエチレンが水質管理目標設定項目に変わり、平成 26 年度に亜硝酸態窒素が水質管理目標設定項目から水質基準項目に変わり、令和 8 年度に「ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)」及び「ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)」が水質管理目標設定項目から水質基準項目に変わったため、52 項目となりました。全項目の検査頻度は、従来の行政指導による検査回数から、基本となる検査回数（年 4 回）となり、水道事業者の責任において、検査項目により検査回数の減及び省略することができるようになりました。
- ③ 現在は検出率が少なく水質基準とする必要がありませんが、水道水の安全性をより確かなものとするために、検査することが望ましいとされる農薬など 27 項目が水質管理目標設定項目として定められました。平成 26 年度から「亜硝酸態窒素」が水質基準項目になり、令和 2 年度から「ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び「ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)」が加わりましたが、令和 8 年度から水質基準項目となったため、現在 26 項目となっています。
- ④ 平成 27 年度から、水質管理目標設定項目の「ジクロロ酢酸」の基準値が 0.03mg/L 以下、「トリクロロ酢酸」の基準値が 0.03mg/L 以下となりました。
- ⑤ 令和 2 年度から「六価クロム化合物」の基準値が強化されました。

(2) 水質基準改正のポイント

水質基準とは水道水の安全性を保証するために水道法で定められたもので、水道事業者(町)は定期的に水質検査を行ない、安全な水を提供することが義務付けられています。

2 水道事業の概要

(1) 水道事業のあゆみ

松崎町の上水道事業は、1956 年(昭和 31 年)給水人口 4,800 人、1 日最大給水量 720m³ で創設の認可を受けて以来、1974 年(昭和 49 年)までに 4 期の拡張工事を行ない、中川地区、岩科地区に給水区域を広げていきました。平成 14 年度には、中川地区の水源井戸の取水量低下により、新水源を道の駅花の三聖苑横に新設するため、平成 15 年 3 月第 5 期整備の認可を受けて現在に至っています。

簡易水道事業としては、雲見簡易水道（入谷地区に関しては、令和4年8月の台風被害により、仮設水道にて給水中）、小杉原簡易水道、池代簡易水道の3事業及び門野飲料水供給施設で運営されています。

水道事業の状況

○松崎町上水道

年度	事業名	地区	計画給水人口	1日最大給水量
昭和31年4月	簡易水道設置	松崎・江奈	4,800人	720 m ³ /日
昭和34年3月	第1期拡張上水道へ	道部・宮内・伏倉	6,700人	3,168 m ³ /日
昭和42年3月	第2期拡張	岩科8区・岩地・石部	9,000人	5,000 m ³ /日
昭和48年3月	第3期拡張	水源増設	9,000人	8,000 m ³ /日
昭和49年3月	第4期拡張	中川地区	10,500人	8,700 m ³ /日
平成15年3月	第5期拡張	大沢水源変更	8,000人	7,600 m ³ /日

○簡易水道

地区	年度	事業名	計画給水人口	1日最大給水量
雲見	昭和47年7月	簡易水道設置	700人	105 m ³ /日
	昭和52年10月	給水量変更	700人	140 m ³ /日
	平成11年7月	給水量増加	550人	912 m ³ /日
	令和4年8月	仮設水道設置	550人	912 m ³ /日
小杉原	昭和48年4月	簡易水道設置	160人	24.0 m ³ /日
池代	昭和62年4月	簡易水道設置	280人	192.4 m ³ /日

○飲料水供給施設

地区	年度	事業名	計画給水人口	1日最大給水量
門野	昭和48年4月	飲料水供給施設設置	98人	14.7 m ³ /日

給水の実績（令和6年度決算）

年度末給水人口	5,531人
給水戸数	3,405戸
年間総有収水量	744,809 m ³
一日平均有収水量	2,041 m ³
有収率	85.6%

浄水施設の状況

上水道施設

浄水場名	八木山	江奈			大沢	
水源名	高野川	江奈 1 号	江奈 2 号	江奈 3 号	旧大沢	新大沢
所在地	岩科南側 3398-2	江奈 327-2	江奈 327-2	江奈 327-2	大沢 42-3	大沢 14-1
水源の種類	表流水	深井戸	深井戸	深井戸	浅井戸	深井戸
計画浄水量	1,900 m ³ /日	500 m ³ /日	500 m ³ /日	2,700 m ³ /日	—	2,000 m ³ /日
沈殿池	薬品沈殿池 1 池 PAC 凝集剤	—	—	—	—	—
ろ過池	急速ろ過機	—	—	—	—	—
滅菌装置	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
配水池	八木山・峰 岩地・石部	予備	江奈	伏倉	予備	峰輪

簡易水道・飲料水供給施設

浄水場名	雲 見		雲見入谷地区	小杉原	池 代	門 野
水源名	たつや	入谷	入谷	小杉原	池代	富貴野
所在地	雲見 255	雲見 13	雲見 13	小杉原 405 地先	池代 908-4	門野 174-56
水源の種類	湧水	湧水	湧水	伏流水	湧水	湧水
計画浄水量	464 m ³ /日	539 m ³ /日	—	24.0 m ³ /日	192.4 m ³ /日	14.7 m ³ /日
沈殿池	—	入谷調整池 1500 m ³ 1 池 沈殿池 1 池	原水調整池 1500 m ³ 1 池	—	24.96 m ³	—
ろ過池	緩速ろ過池		急速ろ過装置	緩速ろ過池	急速ろ過機	—
滅菌装置	次亜塩素酸ナトリウム		次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
配水池	仲嶋・千貫門		入谷	小杉原	池代	門野

3 水道の原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目を示しました。

原水の状況

上水道施設

浄水場名	八木山水系	江奈水系		伏倉水系	峰輪水系	
		江奈1号	江奈2号		旧大沢	新大沢
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による高濁水の発生 ・野生動物の糞尿 	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
水質管理上注目すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・クリプトスポリジウム 	特になし	特になし	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬類 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬類

簡易水道・飲料水供給施設

浄水場名	雲見水系		小杉原水系	池代水系	門野水系
	入谷	たつや			
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による高濁水の発生 ・野生動物の糞尿 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による高濁水の発生 ・野生動物の糞尿 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による高濁水の発生 ・野生動物の糞尿 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による高濁水の発生 ・野生動物の糞尿 ・農薬散布 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による高濁水の発生 ・野生動物の糞尿
水質管理上注目すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・クリプトスポリジウム 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・クリプトスポリジウム 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・クリプトスポリジウム 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・クリプトスポリジウム ・農薬類 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・クリプトスポリジウム

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえ、適正な浄水処理を徹底して行なっています。水道水は、これまでの検査結果から、水質基準を十分満足していることから、安全で良質な水を供給しています。

4 検査地点

(1) 給水栓（浄水）

水系ごとに検査ができるよう、町内9地点を設定しています。

水系	八木山	江奈	伏倉	峰輪
採水箇所	中村公民館	江奈公民館	役場	建久寺消防ポンプ庫
水系	雲見	小杉原	池代	門野
採水箇所	仲嶋食堂 いせや	小杉原公民館	成沢商店	門野公民館

(2) 水源

安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に、水源水質が影響を与えるため、各水源（11箇所）の水質検査を行ないます。

5 水質検査項目と検査頻度

水質基準が適用される給水栓における水質検査項目と検査頻度

(1) 毎日検査

1日1回、町内9箇所の給水栓において、色・濁り・残留塩素の検査を行ないます。

(2) 毎月検査

1か月に1回、町内9箇所の給水栓において、水質変化の指標となる9項目について水質検査を行ないます。

(3) 水質基準項目

3か月に1回、町内9箇所の給水栓において、水質基準項目（省略不可能項目12項目）について、水質検査を行ないます。

1年に1回、町内9箇所（いせやは年4回）の給水栓において、水質基準項目全52項目の水質検査を行ないます。

臭気原因物質のジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目を藻類の発生時期に附加して検査を行ないます。

(4) 原水の検査

1年に1回、町内11箇所の水源において、消毒副生成物を除いた40項目の水質検査を行ないます。

(5) 指標菌検査

クリプトスポリジウム（病原微生物）の指標である指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を、1か月に1回、汚染の危険がある町内6箇所の水源で行ないます。また、これらの水源においてはクリプトスポリジウム・ジアルジア検査を年4回行ないます。

(6) その他の検査

1年に1回、町内9箇所の給水栓において、農薬を除く水質基準目標設定項目26項

目の水質検査を行ないます。また、1年に1回、農薬に汚染される危険のある5箇所の水源については、農薬検査を行ないます。

水質検査頻度の一覧表

検査項目	検査頻度	検査箇所	備考
色・濁り・残留塩素	毎日	町内9箇所の給水栓	水質検査表(2)
水質基準項目9項目	月1回	町内9箇所の給水栓	水質検査表(1)
水質基準項目12項目	年4回	町内9箇所の給水栓	水質検査表(1)
水質基準項目52項目	年1回 (年4回)	町内8箇所の給水栓 (いせや)	水質検査表(1)
水質基準項目40項目(原水)	年1回	水源11箇所	水質検査表(1)
水質管理目標設定項目26項目 (農薬除く)	年1回	町内9箇所の給水栓	水質検査表(3)
農薬検査(原水)	年1回	汚染の危険のある水源5箇所	水質検査表(3)
指標菌検査(原水)	月1回 (年1回)	汚染の危険のある水源6箇所 (すべての水源11箇所)	水質検査表(4)
臭気原因物質検査(原水)	年1回	危険のある水源3箇所	水質検査表(4)
クリプトスポリジウム・ジアルジア 検査(原水)	年4回	汚染の危険のある水源6箇所	水質検査表(4)

(7) 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で基準値を超える恐れがある場合は、直ちに給水を停止して、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から取水し、臨時の水質検査を行ないます。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなどの変化があったとき。
- ② 魚が死んで多数の浮上があるとき。
- ③ 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- ④ その他必要があると認められるとき。

検査項目は、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物(TOCの量)・pH値・味・臭気・色度・濁度の9項目のほか、状況に応じて関連する項目を選定して行います。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行ないます。

6 水質検査の方法

(1) 水質検査の方法

採水については、町(生活環境課水道技術管理者)が行ないます。試料の収集・運搬、水質検査・成績書の発行についての業務は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託しています。なお、採取した試料は保冷し破損防止の措置を施し、最初の試料採取後、告示法で12時間以内に検査が開始できるよう、すみやかに委託業

者の車両で検査機関まで運搬します。

委託先の選定においては、検査精度と信頼性を重視し、入札等を行なって経済性も考慮し決定します。

- ① 水質基準項目において、すべての項目が自社分析できる検査機関とします。
- ② 臨時の水質検査において、少なくとも3日で検査結果の出せる検査体制が整備がされている検査機関とします。

なお、令和8年度は、株式会社環境計量センターに委託します。

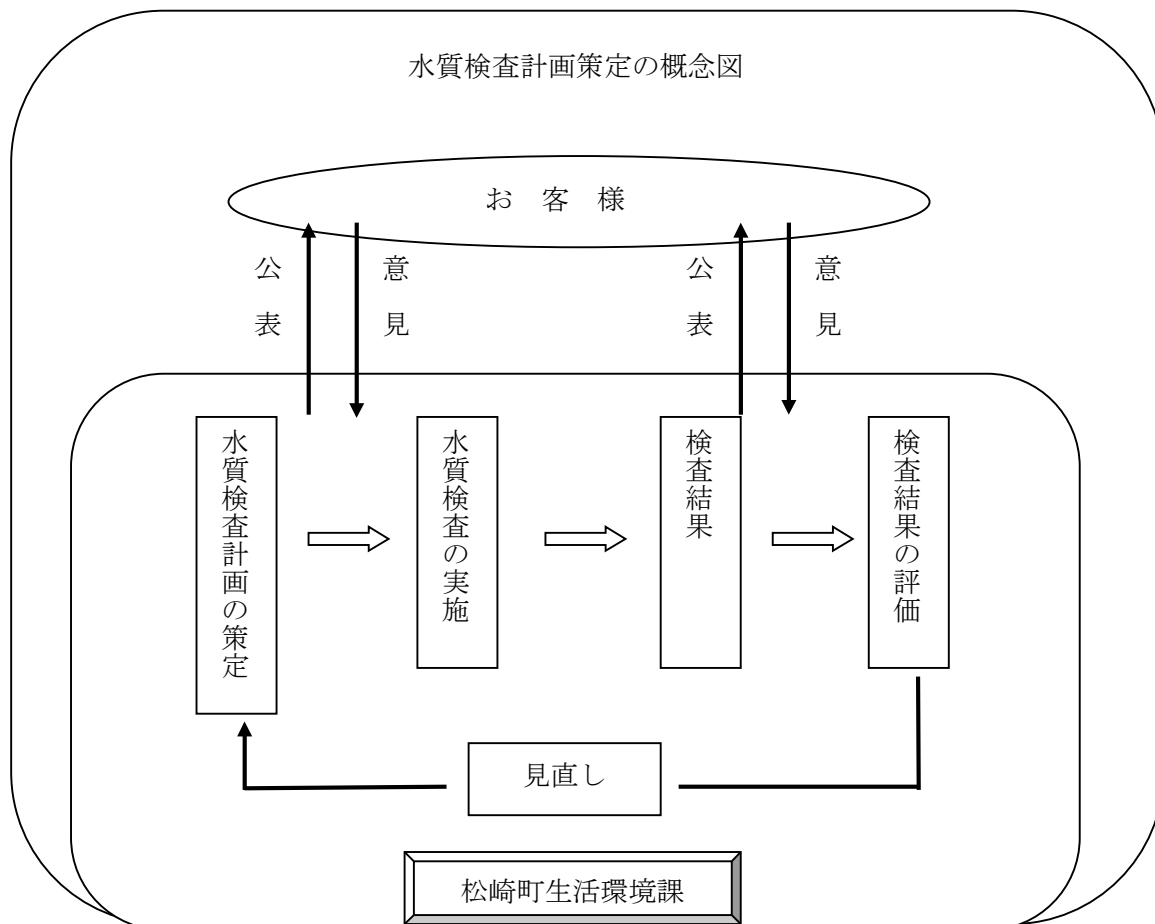
(2) 水質管理において留意する事項

- ① 浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判断し評価を行ないます。また、原水についても同様の評価を行って、水質管理の指標とします。
- ② 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して、毎年見直しを実施していきます。
- ③ 検査計画外の項目に関しては、必要があれば臨時の水質検査として取り入れていきます。

7 水質検査計画及び検査結果の公表

安全でおいしい水を提供するために、町では水質検査計画と検査結果を公表します。また、これらの事項につきましては、利用者の皆様からご意見をいただき、水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

利用者の皆様からの声や、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていくため、下図のような流れで見直しを行いますので、ご意見をいただければ幸いです。



8 水質検査における精度管理及び信頼性保証

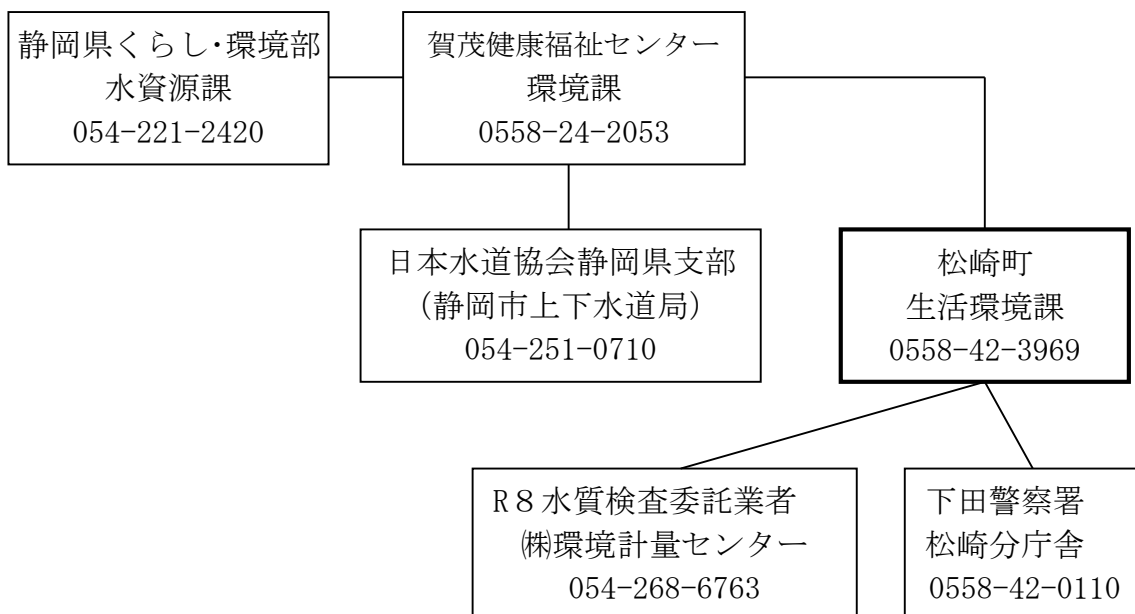
水質検査の測定値の信頼性を確保するために、受託検査機関には、内部精度管理及び外部精度管理の結果報告書の提出を義務付けます。

9 関係者との連携

常に水道水質の管理を万全なものにするために、国・県や近隣市町の連携も大切です。町では、以下の取り組みに努めます。

- ① 利用者との関係
利用者の皆様から寄せられる水質に関する苦情や要望には、的確に対応するよう努めます。また、水道水質をより知っていただくため情報を提供します。
- ② 県及び近隣市町村との連携
水質汚染事故が発生した場合は、静岡県（くらし・環境部水資源課、賀茂健康福祉センター環境課）や近隣市町への連絡体制を活用し、速やかに関係機関に通報するとともに、必要な助言を受け、安全な水の提供に努めます。
- ③ 水質検査委託機関との連携
水質汚染事故には、素早く的確に対応できるよう、水質検査委託機関と非常時連絡網を作成し対応できるよう連携に努めます。

水道関係連絡網



担当：松崎町生活環境課公営企業室
住所：〒410-3696 静岡県賀茂郡松崎町宮内 301-1
TEL：0558-42-3969 FAX：0558-42-3184
E-mail：kankyou@town.matsuzaki.lg.jp

令和8年度 水質検査計画
水質検査表(1)

水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年間の 検査結果に よる最大値 (mg/l)	水道法 に基づく検査 の回数	検査の省略 水源の状況 や過去の検 査結果から 省略の可否	水質検査計画				
					検査実 施回数	設定理由等	原水検 査項目		
1	一般細菌	100個以下	10	12回/年	9項目	12回/年	※1	1回/年	
2	大腸菌	検出されないこと	検出されない	12回/年	9項目	12回/年	※1	1回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.003未満	4回/年	省略可※2	1回/年	安全性確認のため	1回/年	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4回/年	省略可※2	4回/年		1回/年	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	4回/年	12項目	4回/年		※1	1回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.8	4回/年	省略可※2	1回/年		安全性確認のため	1回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4回/年	省略可※2	1回/年	1回/年		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4回/年	省略可※2	1回/年	1回/年		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4回/年	省略可※2	1回/年	1回/年		
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	4回/年	省略可※2	1回/年	1回/年		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4回/年	省略可※2	4回/年		1回/年	
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4回/年	省略可※2	1回/年	安全性確認のため	1回/年	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005未満	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005以下		4回/年	省略可※2	4回/年 ※3		1回/年	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
22	塩素酸	0.6以下	0.23	4回/年	12項目	4回/年	消毒副生物 であり、浄 水では省略 できない		
23	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4回/年	12項目	4回/年			
24	クロロホルム	0.06以下	0.02	4回/年	12項目	4回/年			
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.01	4回/年	12項目	4回/年			
26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.01未満	4回/年	12項目	4回/年			
27	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4回/年	12項目	4回/年			
28	総トリハロメタン	0.1以下	0.04	4回/年	12項目	4回/年			
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.013	4回/年	12項目	4回/年			
30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.009	4回/年	12項目	4回/年			
31	ブロモホルム	0.09以下	0.009未満	4回/年	12項目	4回/年			
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4回/年	12項目	4回/年			
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.35	4回/年	省略可※2	1回/年	安全性確認のため	1回/年	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.16	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.05	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.02未満	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	27	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.006	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
39	塩化物イオン	200以下	23	12回/年	9項目	12回/年	※1	1回/年	
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	66	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
41	蒸発残留物	500以下	230	4回/年	省略可※2	1回/年	安全性確認のため	1回/年	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
43	ジェオスミン	0.00001以下	0.00001未満	発生時1回/月		発生時1回/月	藻類が発生す る時期に検査	1回/年	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.00001未満	発生時1回/月		発生時1回/月		1回/年	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4回/年	省略可※2	1回/年	安全性確認のため	1回/年	
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4回/年	省略可※2	1回/年		1回/年	
47	有機物 (TOC)	3以下	1.3	12回/年	9項目	12回/年	※1	1回/年	
48	pH値	5.8~8.6	8.1	12回/年	9項目	12回/年		1回/年	
49	味	異常でないこと	異常なし	12回/年	9項目	12回/年		1回/年	
50	臭気	異常でないこと	異常なし	12回/年	9項目	12回/年		1回/年	
51	色度	5度以下	2.4	12回/年	9項目	12回/年		1回/年	
52	濁度	2度以下	0.1	12回/年	9項目	12回/年		1回/年	

※1 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2 原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下である場合は、1年に1回以上、10分の1以下の場合には3年に1回以上とすることができる。

※3 簡易水道については1回/年

水質検査表（2）

1日1回行なう水質検査

1日1回行なう検査項目		評価	水質検査計画
			検査実施回数
1	色	異常なし	365回/年
2	濁り	異常なし	365回/年
3	異常な臭味	異常なし	365回/年
4	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l以上	365回/年

水質検査表 (3)

水質管理目標設定項目		目標値	水質検査計画	
			検査実施回数	設定理由等
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/1以下	1回/年	将来にわたる水道水の安全性の確保
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/1以下 (暫定)	1回/年	〃
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/1以下	1回/年	〃
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	1回/年	〃
5	トルエン	0.4mg/1以下	1回/年	〃
6	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08mg/1以下	1回/年	〃
7	亜塩素酸	0.6mg/1以下	1回/年	〃
8	二酸化塩素	0.6mg/1以下	1回/年	〃
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/1以下 (暫定)	1回/年	〃
10	抱水クロラル	0.02mg/1以下 (暫定)	1回/年	〃
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、 1以下	1回/年	〃
12	残留塩素	1mg/1以下	1回/年	〃
13	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/1以上100mg/1以下	1回/年	〃
14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/1以下	1回/年	〃
15	遊離炭酸	20mg/1以下	1回/年	〃
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/1以下	1回/年	〃
17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/1以下	1回/年	〃
18	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/1以下	1回/年	〃
19	臭気強度 (TON)	3以下	1回/年	〃
20	蒸発残留物	30mg/1以上200mg/1以下	1回/年	〃
21	濁度	1度以下	1回/年	〃
22	pH値	7.5程度	1回/年	〃
23	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1回/年	〃
24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が 2,000以下 (暫定)	1回/年	〃
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1以下	1回/年	〃
26	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.1mg/1以下	1回/年	〃

※農薬検査項目について

	殺菌剤	34 メタラキシル	0.05以下	1回/年	わさび田 池代水源 雲見入谷水源
	殺菌剤	55 チオファネートメチル	0.3以下	1回/年	桜葉 高野水源 大沢旧水源 大沢新水源
	除草剤	72 グリホサート	2以下	1回/年	畑 高野水源 大沢旧水源 大沢新水源

水質検査表（４）

病原微生物対策の強化（クリプトスポリジウム対策）

水質検査項目		評価	検査計画
1	クリプトスポリジウム指標菌検査 （大腸菌・嫌気性芽胞菌）	検出しない	12回/年
2	クリプトスポリジウム・ジアルジア	検出しない	4回/年

※検査箇所

全水源	1回/年
高野水源	12回/年
雲見たつや水源	
雲見入谷水源	
小杉原水源	
池代水源	
富貴野水源	

臭気原因物質検査

水質検査項目		評価	検査計画
1	ジェオスミン	0.00001以下	発生時1回/月
2	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	発生時1回/月

※検査箇所

高野水源
雲見たつや水源
池代水源

水質基準項目の説明

水質基準項目		基準値 (mg/l)
病原生物の指標	1 一般細菌	100個以下
	2 大腸菌	検出されないこと
無機物質・重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003以下
	4 水銀及びその化合物	0.0005以下
	5 セレン及びその化合物	0.01以下
	6 鉛及びその化合物	0.01以下
	7 ヒ素及びその化合物	0.01以下
	8 六価クロム及びその化合物	0.02以下
	9 亜硝酸態窒素	0.04以下
	10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01以下
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下
	12 フッ素及びその化合物	0.8以下
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	
一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002以下
	15 1,4-ジオキサン	0.05以下
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
	17 ジクロロメタン	0.02以下
	18 テトラクロロエチレン	0.01以下
	19 トリクロロエチレン	0.01以下
	20 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)	0.00005以下
21 ベンゼン	0.01以下	
消毒副生成物	22 塩素酸	0.6以下
	23 クロロ酢酸	0.02以下
	24 クロロホルム	0.06以下
	25 ジクロロ酢酸	0.03以下
	26 ジブロモクロロメタン	0.1以下
	27 臭素酸	0.01以下

水質基準項目		基準値 (mg/l)	
消毒副生成物	28	総トリハロメタン	0.1以下
	29	トリクロロ酢酸	0.03以下
	30	ブロモジクロロメタン	0.03以下
	31	ブロモホルム	0.09以下
	32	ホルムアルデヒド	0.08以下
色・味	33	亜鉛及びその化合物	1.0以下
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下
	35	鉄及びその化合物	0.3以下
	36	銅及びその化合物	1.0以下
	37	ナトリウム及びその化合物	200以下
	38	マンガン及びその化合物	0.05以下
	39	塩化物イオン	200以下
	40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下
	41	蒸発残留物	500以下
発砲	42	陰イオン界面活性剤	0.2以下
臭気	43	ジェオスミン	0.00001以下
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下
発砲	45	非イオン界面活性剤	0.02以下
臭気	46	フェノール類	0.005以下
味	47	有機物 (TOC)	3以下
基礎的性状	48	pH値	5.8～8.6
	49	味	異常でないこと
	50	臭気	異常でないこと
	51	色度	5度以下
	52	濁度	2度以下

令和8年度水質検査実施計画表

施設名	採水場所	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数計 (回)															
															●	○	★	⑨	⑫	目	農1	農2	P	指	嫌	ク	②	ア	鉄	カ
上水第1-1	江奈公民館	浄水	⑨	⑨⑫ 目P	⑨	⑨	●	⑨	⑨	⑨⑫P カ蒸	⑨	⑨	⑨⑫P カ蒸	⑨	1			11	3	1			3						2	2
	江奈第1水源	深井戸				★嫌											1							1						
	江奈第2水源	深井戸	指			指			★嫌			指											3	1						
上水第1-2	役場	浄水	⑨	⑨目	⑨⑫P	⑨	⑨	●	⑨	⑨	⑨⑫P カ蒸	⑨	⑨	⑨⑫P カ蒸	1			11	3	1			3					2	2	
	江奈第3水源	深井戸					★嫌										1							1						
上水第2	中村公民館	浄水	⑨	⑨⑫ 目P	⑨	⑨	●	⑨	⑨	⑨⑫P ア蒸	⑨	⑨	⑨⑫P ア蒸	⑨	1			11	3	1			3				2		2	
	高野水源	表流水	指ク	指	指	★嫌農2ク	指②	指	指ク	指	指	指ク	指	指			1					1		11	1	4	1			
上水第3	建久寺消防ポンプ庫	浄水	⑨⑫P	⑨目	⑨	●	⑨	⑨	⑨⑫ P蒸	⑨	⑨	⑨⑫ P蒸	⑨	⑨	1			11	3	1			3						2	
	大沢旧水源	浅井戸		★嫌農2													1							1						
	大沢新水源	深井戸		★嫌農2													1							1						
雲見簡易水道	仲嶋食堂	浄水	⑨⑫	⑨目	⑨	●	⑨	⑨	⑨⑫蒸	⑨	⑨	⑨⑫蒸	⑨	⑨	1			11	3	1									2	
	いせや	浄水	○	⑨目	⑨	●	⑨	⑨	○	⑨	⑨	○	⑨	⑨	1	3		8		1										
	たつや水源	湧水	指ク	指	★嫌	指ク	指②	指	指ク	指	指	指ク	指	指			1						11	1	4	1				
	入谷水源	湧水	指ク	指	★嫌農1	指ク	指	指	指ク	指	指	指ク	指	指			1					1		11	1	4				
小杉原簡易水道	小杉原公民館	浄水	⑨⑫鉄	⑨目	⑨	●	⑨	⑨	⑨⑫ 鉄蒸	⑨	⑨	⑨⑫ 鉄蒸	⑨	⑨	1			11	3	1							3		2	
	小杉原水源	伏流水	指ク	指	指	指ク	★嫌	指	指ク	指	指	指ク	指	指			1						11	1	4					
池代簡易水道	成沢商店	浄水	⑨	⑨目	⑨⑫	⑨	⑨	●	⑨	⑨	⑨⑫	⑨	⑨	⑨⑫	1			11	3	1										
	池代水源	湧水	指ク	指	★嫌農1	指ク	指②	指	指ク	指	指	指ク	指	指			1				1			11	1	4	1			
門野飲供	門野公民館	浄水	⑨	⑨⑫ 目P	⑨	⑨	●	⑨	⑨	⑨⑫P カ蒸	⑨	⑨	⑨⑫P カ蒸	⑨	1			11	3	1			3					2	2	
	富貴野水源	湧水	指ク	指	指	★嫌ク	指	指	指ク	指	指	指ク	指	指			1							11	1	4				
●：浄水全52項目						4	3	2							9															
○：浄水（52-1項目）（PFOS及びPFOA除く）			1						1			1				3														
★：原水全40項目				2	3	3	2		1								11													
⑨：浄水省略不可能9項目			8	9	9	5	6	7	8	9	9	8	9	9				96												
⑫：浄水省略不可能12項目			3	3	2				3	3	2	3	3	2					24											
目：水質管理目標設定26項目（農薬除）				9																		9								
農1：農薬検査（メタキシル）					2																		2							
農2：農薬検査（チオファネートメチル・グリホサート）				2			1																	3						
P：PFOS及びPFOA			1	3	1				1	3	1	1	3	1									15							
指：クリプト指標細菌（嫌気性芽胞菌・大腸菌群）			7	6	3	5	5	6	6	6	6	7	6	6										69						
嫌：嫌気性芽胞菌				2	3	3	2		1															11						
ク：クリプトスポリジウム・ジアルジア			6			6			6			6														24				
②：カビ臭（ジエオキシ、2-メチルイソボルネオール）							3																			3				
ア：アルミニウム及びその化合物										1			1														2			
鉄：鉄及びその化合物			1							1		1																3		
カ：カルシウム、マグネシウム等（硬度）										2	1		2	1															6	
蒸：蒸発残留物									3	3	1	3	3	1															14	

注) ⑨：浄水省略不可能9項目は、水質検査表（1）のNo.1, 2, 39, 47, 48, 49, 50, 51, 52

⑫：浄水省略不可能12項目は、水質検査表（1）のNo.10及び22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32